

○一部事務組合下田メディカルセンター会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

令和2年2月19日
一部事務組合下田メディカルセンター条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する職員（以下「職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 職員の給与及び費用弁償に関しては、下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年下田市条例第16号）の例による。

(委任)

第3条 この条例の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。